

社会福祉法人光友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光友会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条1項の規定に基づき、役員（理事長、総合施設長、理事および監事）・評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支払)

第2条 役員等には、勤務形態に応じた報酬を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、実費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

	日額
評議員	10,000 円
理事長	15,000 円
その他の理事	10,000 円
監事	15,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円